

豊明市コミュニティ備品貸出要綱骨子

1. 制定理由

地域団体、NPO等が行う自主的な社会貢献活動を支援するため、市が所有するコミュニティ備品等の貸出を行い、地域活動及び市民活動の健全な発展と地域社会の振興を図る。

2. 主な内容

(貸出備品等)

コミュニティ備品として定めたもの

机、椅子、ワンタッチテント、はそり、ワイヤレスマイク等を予定。

(貸出対象)

次の団体等が、非営利の社会貢献活動を行う場合に貸出すものとする。

・豊明市市民活動総合保険（補償制度）の対象団体

例：区、町内会、子ども会、NPO、各種ボランティア団体等

(負担)

貸出使用料は無償とする。ただし、備品等の使用に際し、必要な消耗品は、使用者の負担とする。また、使用者は、備品等に損害を生じさせたときは、修繕及び賠償の責任を負うものとする。

(自己責任)

備品等の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

施行期日 平成22年4月1日